

令和7年3月6日

令和5年総務省告示第183号
(電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号の規定に基づく
卸電気通信役務を告示する件)
の一部を改正する告示案に対する意見募集の結果

総務省は、令和5年総務省告示第183号（電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件）の一部を改正する告示案について、令和7年1月18日（土）から同年2月17日（月）までの間、意見募集を実施しました。

その結果、1件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

1 改正の背景・概要

現在、光IP電話については、電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号の告示において、特定卸電気通信役務として定められています。

今般、固定電話のIP網への移行に伴い、光IP電話に係る特定卸電気通信役務の対象について、総務省主催「接続料の算定等に関する研究会」における検討等を踏まえ、令和5年総務省告示第183号（電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件）の一部を改正するものです。

2 意見募集の結果

総務省において、令和7年1月18日（土）から同年2月17日（月）までの間、意見募集を行ったところ、1件の意見の提出がありました。

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

3 今後の予定

総務省は、本意見募集の結果等を踏まえ、速やかに告示の一部改正を行う予定です。

【関係報道資料】

- 令和5年総務省告示第183号（電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件）の一部を改正する告示案に対する意見募集（令和7年1月17日）

URL : https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000972.html

【連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当 : 小川課長補佐、末吉係長、鍋田官

電 話 : 03-5253-5844

E-mail : setsuzoku@ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

令和5年総務省告示第 183 号(電気通信事業法施行規則第 25 条の7の5第3号の規定に基づく卸
電気通信役務を告示する件)の一部を改正する告示案に対する意見及びそれに対する考え方

〔 意見募集期間:令和7年1月 18 日(土)~同年2月 17 日(月)(案件番号:145210426) 〕

意見提出者一覧
意見提出者 1件(個人:1件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
(敬称略)

| 受付 | 意見提出者 |
|----|-------|
| 1 | 個人A |

| 意見 | 考え方 | 修正の有無 |
|--|---|-------|
| 意見1 | 考え方1 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定電話の IP 化は理解しておりますが、IP 電話(050) についても MNP を早期にご対応いただきたいです。 ○ また、料金改定によって電話回線が不具合が増えることはさけてほしいです。 (個人 A) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本件は、令和5年総務省告示第 183 号(電気通信事業法 施行規則第 25 条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信 役務を告示する件)の一部を改正する告示案について意見 募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見 募集の対象外であることから、今後の参考とさせていただきます。 | 無 |

以上